平成２４年（フ）第２１４７号
札幌市西区八軒５条西３丁目３番29―303号
破産者　佐々木浩二
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７号
宮城県石巻市桃生町倉埣字新谷地66番地
破産者　佐々木嘉志
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
茨城県つくば市春日４丁目18番地８　コーポあらい104号
破産者　田邊　壽男
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４９号
茨城県石岡市片野145番地３
破産者　岩田　洋子
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６３号
茨城県土浦市右籾１番地25
破産者　小澤　倫孝
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第５９４号
埼玉県入間市高倉２丁目２番17号　シャトー武蔵野105
破産者　柴田　裕二
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６６４号
埼玉県川越市大字的場2742番地　的場団地Ｋ２―402号室
破産者　中里　忠士
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７９２号
埼玉県日高市大字下大谷沢709番地
破産者　泉　　定昭
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２１号
横浜市都筑区中川中央１丁目３番２―305号、開始決定時の住所横浜市都筑区中川中央１丁目24番20号　スタジオフラットⅠ402
破産者　齋藤　和志
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０６６号
横浜市中区翁町２丁目７番地10　関内フレックスビル701号室
破産者　八木下文義
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３５号
静岡県沼津市下香貫上障子406番地　香貫マンション208号、前住所静岡県沼津市下香貫宮脇152番地の１　ＫＯ―ＵＮ・Ｎ101号
破産者　大村　惠紀
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
静岡県伊豆の国市古奈346番地の２、前住所静岡県伊豆の国市古奈508番地の１
破産者　小早川綾子（旧姓荒川）
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０９４号
愛知県瀬戸市新道町１番地、開始決定時の住所愛知県瀬戸市共栄通２丁目38番地
破産者　笹田　直美
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６４号
広島市安佐南区安東５丁目18番11号
破産者　河口　和夫
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７８号
香川県東かがわ市松原367番地１
破産者　矢木　　治
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２３９号
福岡県福岡市博多区麦野１丁目29番８号、申立時の住所福岡県久留米市山川町1643番地３
破産者　國武　秀則（通称国武）
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９０号
福岡県大川市大字中古賀698番地３
破産者　吉田　敏晴
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
青森県八戸市根城５丁目４番９号　小菊荘９号室、前住所青森県弘前市大字高田１丁目11番地２　コーポ中川105号
破産者　杉本　久枝（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
仙台市泉区市名坂字新道18番地の１、開始決定時の住所山形県上山市二日町９番３号
破産者　渡邊庄一郎
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部